様式第２号（第５条関係）

飲酒運転根絶宣言書

交通事故のない、安全で安心できる暮らしは、市民共通の願いであります。

飲酒運転は、重大事故に直結する、決して許されない悪質で危険な犯罪行為です。

私たちは、事業所を挙げて飲酒運転を根絶するため、次のことを宣言します。

一、 飲酒運転をしない。させない。許さない。

一、 飲酒の場には車で行かない、行かせない。

一、 社用車を運転する前は、アルコールチェック実施します。

一、 運転する人には、絶対お酒を飲ませません。

令和8年 10月 22日

こども通所支援サービスじりつ2

代表 塚本亮介